**第１章　計画策定にあたって**



**１　計画策定の背景と趣旨**

区では、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めるため、「江戸川区障害者計画」（以下、「障害者計画」という。）、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」（以下、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」という。）を策定し、障害者施策を推進してきました。

近年、国では「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等の動きが見られました。

さらに、令和４年(2022年)12月に公布され、令和６年(2024年)４月施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じられました。

令和５年度(2023年度)をもって現行の「江戸川区障害者計画」及び「第６期江戸川区障害福祉計画・第２期江戸川区障害児福祉計画」が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、「第３次江戸川区障害者計画」及び「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、江戸川区内の障害福祉サービス利用者等を対象としたアンケート調査結果、及び「江戸川区地域自立支援協議会」において懇談会形式で開催した障害のある人やその家族、及び障害福祉サービス関係者からの意見聴収を経てその内容を協議し、意見募集（パブリック・コメント）の結果等を踏まえて策定しています。※巻末資料参照



**２　計画の位置づけ**

**（１）根拠法令**

本計画は、障害者基本法第11条第３項の規定に基づく「第３次江戸川区障害者計画」と障害者総合支援法第88条第１項の規定に基づく「第７期江戸川区障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第１項の規定に基づく「第３期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
| 名　称 | 第３次江戸川区障害者計画 | 第７期江戸川区障害福祉計画 | 第３期江戸川区障害児福祉計画 |
| 根拠法令 | 障害者基本法（第11条第３項） | 障害者総合支援法（第88条第１項） | 児童福祉法（第33条の20第１項） |
| 性　格 | 障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的） | 障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的） | 児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的） |
| 計画期間 | ５年 | ３年 | ３年 |
| 備　考 | 策定義務(平成19年度(2007年度)～)[平成18年度(2006年度)以前は努力規定] | 策定義務(平成18年度(2006年度)～） | 策定義務(平成30年度(2018年度)～) |

障害者の権利に関する条約の批准

平成19年(2007年）９月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年(2014年)１月に批准、同年２月に効力を発生しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。



**（２）関連法令の改正**

「第２次江戸川区障害者計画」（平成24年(2012年)３月）策定後の法改正他は次のとおりです。

| 年度 | 国 | 江戸川区 |
| --- | --- | --- |
| 平成24年度(2012年度) | * 障害者自立支援法・児童福祉法改正

(相談支援の充実・障害児支援の強化)* 児童福祉法改正

(放課後デイサービス、障害児相談支援)* 障害者虐待防止法施行
 | * 第３期江戸川区障害福祉計画策定
* 障害者虐待相談窓口設置
* 障害児通所・入所支援が区に移管
* 発達障害に関する普及啓発事業開始
 |
| 25年度(2013年度) | * 障害者総合支援法施行

(地域共生社会実現・難病等を対象に)* 障害者の権利に関する条約の批准
* 障害者優先調達推進法施行
 | * 希望の家定員拡大

(特別区内で一番大きな施設に)* 乳幼児施設等巡回支援事業開始
 |
| 26年度(2014年度) | * 障害者権利条約の発効
* 精神障害者保健福祉法改正
 | * 発達障害相談センター設置
 |
| 27年度(2015年度) | * 第４期障害福祉計画策定
* 子ども・子育て支援法施行
 | * 第４期江戸川区障害福祉計画策定
 |
| 28年度(2016年度) | * 障害者差別解消法施行
* 障害者雇用均等法施行
* 成年後見制度利用促進法施行
* 発達障害者支援法改正
* 障害者総合支援法・児童福祉法改正
 | * なごみの家（地域共生社会拠点）開始
* 手話通訳者の派遣等の拡大

(派遣先を学校、病院等にも拡大)* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定
 |
| 29年度(2017年度) |  | * 障害者虐待防止リーフレット発行
 |
| 30年度(2018年度) | * 第４次障害者基本計画策定
* 第５期障害福祉計画策定

(自立生活援助・就労定着支援・居宅型児童発達支援サービスの開始、医療的ケア児対応、共生型サービス創設等)* 社会福祉法改正
* 児童福祉法改正
 | * 江戸川区手話言語条例施行
* 第５期江戸川区障害福祉計画・第１期江戸川区障害児福祉計画策定
 |
| 令和元年度(2019年度) | * 障害者雇用促進法改正
* 読書バリアフリー法制定
 | * リレー手話通訳派遣の開始
 |
| ２年度(2020年度) | * バリアフリー法改正
 | * 発達相談・支援センター開設
* 医療的ケア児関係機関連携会議設置
 |
| ３年度(2021年度) | * 医療的ケア児支援法施行
* 第６期障害福祉計画策定
 | * 第６期江戸川区障害福祉計画・第２期江戸川区障害児福祉計画策定
* 障害者虐待SOS電話の設置
* 医療的ケア児コーディネーター配置
* 基幹相談支援センター設置
 |
| ４年度(2022年度) | * 第５次障害者基本計画策定
* 障害者総合支援法・児童福祉法改正
* 障害者雇用促進法改正
* 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行
 | * 篠崎児童発達支援センター開設
* グループホーム体制強化支援事業開始
* 遠隔手話通訳サービス開始
 |
| ５年度(2023年度) |  | * 障害者アプリ開始
* 重度心身障害者施設入浴サービス開始
* 権利擁護担当部署設置
 |



**（３）江戸川区全体計画との関連**

本計画は、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

・障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。

・「2100年の江戸川区（長期構想）」と方向性を同一にする。

・共生社会の実現に向けた区のＳＤＧｓの取り組みとの調和を図る。

・「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」（根拠法令：障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20）と整合を図る。

・「東京都障害者・障害児施策推進計画」との連携を図る。

**＜本計画策定の全体像＞**

障害者基本法

障害者基本計画

東京都障害者・障害児施策推進計画

基本指針

障害者総合支援法



**障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例**

**2100年の江戸川区**

**（共生社会ビジョン）**

**●アクションプラン**

**公共施設再編・整備計画**

**2030年の江戸川区**

**（SDGsビジョン）**

**「第３次江戸川区障害者計画」**

― 障害者施策推進の基本的な考え方を定める ―

**「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」**

― 数値目標、見込量確保のための方策等を定める ―



**３　計画期間**

障害者計画の期間は、令和６年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの５年間とします。

また、同時に策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、国の基本指針により令和６年度(2024年度)から令和８年度(2026年度)までの３年間とします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名／年　度 | Ｒ３2021 | ４2022 | ５2023 | ６2024 | ７2025 | ８2026 | ９2027 | 102028 | 112029 | 122030 |
| 障害者計画 | **第２次****H24～R5年度** |  |  | **第３次****R6～R10年度** |  |  |  |  | **第４次****11年度以降** |  |
| 障害福祉計画障害児福祉計画 | **第６期****第２期** |  |  | **第７期****第３期** |  |  | **第８期****第４期以降** |  |  |  |

**４　計画の対象**

障害者計画は、障害者基本法第２条第１項に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」障害者を対象としています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第４条第１項に規定する障害者、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児を対象としています。

障害者総合支援法の＜障害者の定義＞　18歳以上で、以下に該当する者

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 定義（障害者総合支援法第４条第１項） |
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者 |
| 知的障害者 | 知的障害者福祉法にいう知的障害者 |
| 精神障害者（発達障害者含む） | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。） |
| 難病等の患者 | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者 |

児童福祉法の＜障害児の定義＞　18歳未満で、以下に該当する者

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 定義（児童福祉法第４条第２項） |
| 身体障害児 | 身体に障害のある児童 |
| 知的障害児 | 知的障害のある児童 |
| 精神障害児（発達障害児含む） | 精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。） |
| 難病等の児童 | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童 |



**５　計画の推進体制**

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

本計画の円滑な推進を図るため、江戸川区地域自立支援協議会において進捗状況などの評価及び課題事項の検討を行います。ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い、施策等の一層の充実、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

計画の内容や方向性を踏まえ、

施策や事業を実施します。

**２　Do（実行）**

計画の目標、サービス見込量や

その確保の方法や方策等を定めます。

**１　Plan（計画）**

評価の結果を踏まえ、必要に応じて、

計画や事業の見直し等を実施します。

**４　Action（改善）**

実績を把握し、分析・評価を行います。

「江戸川区地域自立支援協議会」等で

意見を聴取し、公表します。

**３　Check（評価）**



